

# Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

## 社長の定年！

経営者の定年... ご自分に置き換えて考えてみたことありますか？

社員に定年があるなら当然経営者にも定年があるべきです。ただ、それは年齢ではありません。以前聴講した「日本で一番大切にしたい会社」の著者：法政大学の坂本光司教授の言葉を借りると経営者の引退時期は以下の三つとのことです。

### (1) 赤字を垂れ流したとき

リーマンショックやコロナ禍のような突然の環境激変による赤字転落が避けられないのは仕方ないことなのかもしれません。しかし、経済危機が発生しても三期赤字が続くとすれば、それは経営者の責任であることは明確です。三期目に黒字転換の目途が立たなければ経営者は引退すべきです。

### (2) 変化に関心が薄れたとき

勉強会や研修会に行く回数が減った、本を読まなくなった、新規事業に取り組む意欲が無くなってきた、組織や業務を変化させるパワーが落ちた... 経営者の役割は経営環境の変化に対応して組織を革新し続けることです。変化に対する関心が薄れてきた時は、経営者はもう経営者ではありません。

### (3) 後継者が育ったとき

後継者を育成して事業を繋ぐのは経営者の最大の仕事の一つです。そして、後継者が育ったならば自分から引退を決意する覚悟が必要です。いつまでも自分がトップに留まることは後継者の芽を摘むことになるからです。後継者の適齢期は35～45歳。この年齢を過ぎれば時代を切り拓き革新をリードして戦うのは無理になってしまいます。

また、事業承継後の注意点として「会長職に就いたら注意すべきこと」というお話が印象的でしたのでご紹介します。承継後の後継者との間にトラブルに関するご相談は非常に多いように感じます。要注意です。

#### (1) 現業に口を出さない

将来の課題について社長と話をしたり意見を述べるのは必要なことなのかもしれませんが、現業(今やっていること)について意見や文句を言うのは禁句です。なぜなら、社長と会長の指示や意見が異なれば「社員が迷うから」です。社員の立場に立てば分かることです。

#### (2) 社長より働いてはいけない

社長より早く入社することも、社長よりも遅くまで会社にいることも、社長よりたくさん仕事をすることも厳禁です。組織の仕組みやあるべき姿をわきまえて行動すべきです。なぜいけないかと言えば、それはトップではないからです。社長が仕事をしにくくなるからです。もし、社長より働きたいのなら、未練があるのなら引退すべきではないのです。

考えてみると子育てと一緒です。先に死ぬ自分は後継者の自立を助け任せる以外にないのです。口を出し続けることは後継者の自立や責任感を損ない最終的には組織をダメにします。

つまり、**任せたらすべてを任せるか、それとも承継をしないのかの二者択一**なのです。任せられないのなら自分の代で会社を終わらせるべきです。承継するという事は自分の作ってきた「何か」を次世代に残したいという意思の表れです。残すべきものは「何か」を明確にして残せないのなら清算すべきです。

経営者なら死ぬのも仕事です。自分の命を含めた人生観が問われます。

## ◆ 税務書類における「脱はんこ」の動き

令和3年度税制改正法が4月1日に施行されたことを受けて、税務書類への押印を不要とする見直しが同日にスタートしました。今後は、相続や贈与関係など実印と印鑑証明書を求める一部の手続きを除いて、原則押印は不要となります。

今回は税制改正により変更された押印の取り扱いについて解説いたします。

## ● 税務書類への押印義務の見直し

1. 国税に関する法令に基づき税務署に提出する税務書類については、これまで提出者等の押印をしなければならないこととされてきましたが、令和3年度税制改正により、令和3年4月1日以降、次に掲げるものを除いて、押印を要しないこととされました。
  - ・ 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
  - ・ 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類
2. 代理の方が納税証明書の交付請求等をする際に提出する本人（委任者）からの委任状等についても押印は必要ありません。ただし、実印の押印及び印鑑登録証明書等の添付などにより委任の事実を確認している特定個人情報の開示請求や閲覧申請手続きについては、引き続き、委任状への押印等が必要となりますのでご注意ください。
3. 令和3年4月1日以降の手続きに際しては、以下の点にご注意ください。
  - ・ 国税庁ホームページに掲載している申告書等の様式について順次押印欄の無い様式に更新されます。押印欄のある様式についても、引き続き印刷して使用できますが、この場合も押印欄への押印は不要です。
  - ・ ホームページ掲載様式や税務署で配布する様式が押印欄の無いものに更新された後に、過去に入手又は印刷した押印欄のある様式を使用しても差し支えありません。
  - ・ 押印が不要である税務書類について、任意で押印しても差し支えありませんが、押印の有無によって効力に影響が生じるものではありません。
  - ・ 振替依頼書やダイレクト納付利用届出書については、金融機関からの求めに応じ、引き続き金融機関届出印（銀行印）の押印をお願いしています。ただし、e-Taxを利用して提出される場合は押印が不要です。

## ● 税理士の押印義務の見直し

今回の改正では税理士法に基づく押印についても見直しが行われました。上記同様、押印は不要とされ署名のみが必要という規定に改められました。こちらも令和3年4月1日から施行されています。

## ● 最後に

これまで国税通則法では税務書類には法人代表者や提出者の押印を「しなければならない」と定めてきました。しかし、コロナ禍などを理由に行政手続きのデジタル化が進められる中で、税務書類への押印手続きについても「脱はんこ」の見直しが行われることとなりました。

このように押印がなくても税務書類の効果には影響がない改正が行われましたがTEAMyoko-soでは「お互いに申告書類を確認した」しるしとして当面の間、押印を続けていきたいと思っております。代替ツールとして電子署名などのシステムの活用を検討しておりますので、詳細を追ってご報告させていただきます。

何かご不明な点がございましたら、担当までお問合せください。

## ★ 悩める相続第19弾！

今月は相続と生命保険についてレポートをお送りいたします。

先日、お客様から「生命保険があって本当に助かったよ、ありがとう」とお電話をいただきました。

お客様は60歳男性。2月に80代のお父様がお亡くなりになり、遺産分割でもう一人の相続人である弟さんと争いとなってしまいました。

### ● 生命保険で争い回避！

相続時の遺産はご自宅と土地で約4,000万円、そして約1,000万円の預貯金でした。生前にお父様は、家は長男、預貯金は次男に相続させると話されていましたが、遺産分割の話を進めると弟さんは不公平だと主張され、具体的に残された預貯金以上である1,500万円の支払いを求められました。

そのお客様は、5年ほど前にお母様がお亡くなりになった際に相続対策のご相談をお受けしておりました。その際にお父様のご意向を反映させるために当時の預貯金のうち1,000万円を生命保険に変え、受取人をご長男にすることをご提案、保険に加入して頂いておりました。

結果的に今回ご長男は受取った保険金の中から500万円を預貯金に加えた1,500万円を弟さんにお渡しになり一件落着きました。

### ● 受取人の固有の財産

生命保険契約は契約者と保険会社の間で行われる契約であり、被保険者の死亡など一定の条件を満たしたときに、保険会社から受取人に保険金が支払われるものです。

個人と企業（保険会社）間の契約ですから、民法が介在する余地がないため死亡保険金は受取人の「固有の財産」となります。相続財産とならないため遺産分割協議の対象となりません。

つまり、世の中にある金融商品のうち唯一、お金に受取る人の「名前が書ける」のです。

勿論、注意しなければいけない点もありますが、特徴を踏まえて準備をしておけば、身内のもめ事や事務の煩雑化を回避することができます。

### ● 生命保険の非課税枠

死亡を原因として受け取る保険金は相続財産ではありませんが、「みなし相続財産」として相続税の課税対象となる点には注意が必要です。

ただし、生命保険の死亡保険金には「法定相続人×500万円」という非課税枠があり、非課税枠を超えた場合は、超えた部分の保険金が課税対象となります。

つまり、現金で相続財産として残すよりも、非課税枠の分だけ生命保険に変えることにより相続税を減らすことができるのです。

先に述べたように生命保険は受取人の「固有の財産」となり、相続を放棄したとしても受け取ることができます。そのため、特定の相続人に財産を残したいというときに有効な方法となります。

今月レポートをお送りさせていただいたように生命保険には多くの活用方法がございます。生命保険を有効に活用することで相続や事業承継をスムーズに進めることができます。



### （株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

生命保険を活用することで税金を相続税、贈与税、一時所得と変えることもできます。将来、必ず起こりえる相続、事業承継を争うことなく進めていく有効な手段として生命保険は重要なツールとなります。気軽に横浜総合フィナンシャル西尾までご相談下さい。

# 今月の yoko-so



今年も、1年間で法人税務申告数が最多の3月決算、5月申告の時期がやってまいりました。忙しい中でも笑顔と感謝と思いやりを忘れず、上半期をメンバー全員で最後まで走り抜いていきます!!!

## 5月申告を乗り切れ!!!



## 合間を縫って、、、各グループごとにランチに行ってきました😊☆

Restaurant ELELLA



In Motomachi



オシャレな元町にある、これまたオシャレな【ELELLA(エルエラ)】さんというお店のフレンチランチをいただきました!

お食事は絶品で、店内は開放的で風通しが良く、感染症対策もきちんとされており、メンバーにも大好評でした😊

緊急事態宣言下で現在は閉店中ですが、気になった方はぜひ宣言が明けたら足を運んでみてくださいね♪

新入社員4名が入社してから、あっという間に5月がやって参りました。4月の後半から東京では緊急事態宣言が発令され、神奈川でもより厳しい状況となりましたが、毎日やる気に満ち溢れ、明るく積極的に業務に励む新入社員たちのフレッシュな姿勢に、毎日とても良い刺激と元気をもらっています。会計事務所の繁忙期といえば12月の年末調整から始まりますが、この5月の3月決算申告が最後の大きな山場となります。そんな中、リモートワークの環境整備も順調に進んできており、時代の変化に適應していくことの大切さを痛感しています。多忙な毎日ですが、お客様のビジョン実現のためのサポートをさせていただけることの喜びを噛み締め、毎日全身全霊で奔走しております!

yoko-soでは、一定期間で各グループごとにランチを食べに行くグループランチというイベントを行っています。コロナ禍で歓送迎会や懇親会を催すことが難しい中、こうして新入社員を交え、おいしいお食事を共にし、業務時間中はなかなか出来ない世間話に花を咲かせ、懇親を深めることが出来ました。この晴れやかな気持ちを保ちながら、繁忙期を乗り越えていきます!

### 次号予告・お知らせ

6月には、無事に5月申告を乗り越え、一回り成長した私たちの姿をご報告できるよう、自己管理をきちんと行い社員一丸となって進んでいきたいと思えます。

5月を乗り越えたら、8月の税理士試験に向けての勉強も本格的に始まっていきます。受験するメンバーもそうでないメンバーも、この時期にしっかりと刃を研ぎ、次なる戦いに向けて着々と準備を進めていきます!

今後も乞うご期待!!

## 今月の一言…“良薬は口に苦し”

人生は怖がりさえしなければ素晴らしいものになる。

人生に必要なものは、勇気と創造力。それにほんの少しのお金だ。

( チャールズ・チャップリン )

ファイナンシャル・プランナーとしての自分の原点を思い起こされる言葉です。

お金は大切。でも勇気と創造力があれば人生はほんとうに素晴らしいものになる。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… ( v o l . 1 5 7 )

★ 4月に新卒の新人が4名入社して早くも1カ月が経ちます。マナー研修を終えて今月より電話の受付を開始いたしました。まだまだ不慣れのためお客様にはご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが成長中のためお許しいただけますでしょうか。本人たちは緊張しながら一生懸命ご対応させていただいております。我々も常に注意を払っておりますが、万が一にもご迷惑をお掛けいたしました際には温かくご指導いただけますようお願い申し上げます。 (NISHIO)

★ 日本経済新聞の日曜版に、サイエンス記事が毎週掲載されています。サイエンスと言っても当然、経済新聞らしく、経済を科学(化学)の視点で読み解く内容で、なるほどと思わされる記事で個人的に楽しみにしています。経営にはアート(理想)とサイエンス(分析)が必要と言われますが、理数系の視点に立った分析思考は根っからの文系である私にとって、まだまだ学ぶべき技術だと思えます。自分と異なる視点で書かれた文章に触れることで、年齢・経験関係なく拡張工事を続けていかなければです！ (TOCHIKURA)

★ なんと高校の同級生からパートの応募がありました。履歴書の生年月日で「あっ、同級生だぁ」、学歴見て…!! (言葉にならない。) 心臓をバクバクさせながら頭をフル回転させるのですが、さすがに30年も前のことなのでモヤの中で思い出せません。帰って押し入れから卒業アルバムをひっぱりだして、一度も同じクラスにも部活にもなったことがないことが分かりました。残念ながら今回は条件が合わず採用にはならなかったのですが、それにしても横浜で群馬の高校の同級生に出逢うとは世間は狭いです。(YAMAMOTO)

★ 両親のところにコロナ・ワクチン接種のお知らせが来たので予約手続きをしてやろうと思ったら・・・当然電話はつながらずネットも希望の会場は残席無し。じゃあどうすればよいの? キャッシュカードも持っていない年寄りには難しくて無理ですね。手続するためにストレスが溜まって早死にしそうです(汗)

梅雨入り前を狙って密を避けて4月半ばから奥秩父・茅ヶ岳、木曾駒ヶ岳、御岳山、丹沢・塔ノ岳、谷川岳と5週続けて独りで山登りに出かけました。今週は残雪に覆われた谷川岳西黒尾根を登り天神尾根を下りました。残雪に映えるブナの若葉、満開のシクナゲ、咲き乱れる山野草。1,500mを超えると豊富な



残雪で夏道は埋まり絶壁につながる急な雪壁と草付きの岩場をルートを探しながら登ります。未知の世界にワクワクドキドキと胸を躍らせた子供の頃のように。この日、西黒尾根を登ったのは私ひとりだけ。連休中に滑落して亡くなった警察官お二人に祈りをささげながら、晴天の谷川岳を独り占めました(笑) (IZUMI)

## **TEAM yoko-so**

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント / 株式会社横浜総合フィナンシャル / 株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

### **セミナーのご案内**

※関与先値引き有り

#### ★ “戦略の日” 中期経営計画作成セミナー

**自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!**

日時 : 2021年6月11日(金)・23(水) / 10時~18時半

場所 : 横浜総合事務所セミナールーム

募集 : 3社限定 料金一社 55,000円

昼食代込 (お二人迄参加可)

#### ★ “未来創造塾” 全6回経営者セミナー <※※※年間会員募集中※※※>

**第124回「1day初めてのワインレッスン~ワインとチーズの基礎知識~」**

講師 : ル・サロンワインスクール

校長 渡邊 美洋子

日時 : 2021年7月15日(木) / 16時~19時

場所 : ル・サロンワインスクール(横浜市中区山下町12-2)

募集 : 15,000円(未来創造塾年会員の方は飲食費1万円となります)

### **ネットワーク**

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります